

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 その他 <u>都市計画税</u>		
要望項目名	図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置の創設		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 図書館、博物館、幼稚園 ・特例措置の内容 非営利型の一般社団・財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について、他の設置主体が設置する施設と同様に固定資産税等の恒久的な非課税措置を講じる。 		
関係条文	地方税法第73条の4第1項第3号、第348条第2項第9号、第702条の2第2項、同法附則第41条第11項、第12項		
減収見込額	(初年度) 186.5 (-) (平年度) 186.5 (-) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 図書館、博物館、幼稚園は、地域住民に対して社会教育・学校教育を提供する重要な役割を担っており、法令に定められた一定の基準を満たす者のみが設置できる公益性の高い施設である。これらの施設は、法律により設置主体が限定されており、現在、その公益性の観点から、一般社団・財団法人以外が設置するものについては、固定資産税等が非課税とされている。</p> <p>一般社団・財団法人については、平成20年4月に成立した「地方税法等の一部を改正する法律」において、従来の特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について、平成25年度まで固定資産税及び都市計画税が免除されているところであるが、時限が設定されており、恒久的な非課税措置が認められておらず、不動産取得税に対する非課税措置も認められてない。</p> <p>(また、平成22年度税制改正大綱において、「特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、移行状況や施設の使用・経営実態等を調査したうえで、平成22年度に結論が得られるよう必要な検討を行います。」とされたところ)。</p> <p>(2) 施策の必要性 一般社団・財団法人の設置する図書館、博物館、幼稚園は、公益社団・財団法人等の設置する施設に比べ、その公益性に差があるものではなく、貴重な資料の保存、研究、展示、書籍の収集、貸し出しや小学校就学前の幼児に対する質の高い幼児教育の提供等、当該施設の担っている役割に鑑みると、地方公共団体にとっても存在意義の大きなものである。</p> <p>また、公益法人制度改革に伴い設けられた一般社団・財団法人のうち図書館、博物館、幼稚園を設置するものは、特例民法法人から移行するものがほとんどであると考えられるが、これらの施設は、以前から固定資産税等が非課税とされていたことから、新しい制度への円滑な移行を図り、民による公益の増進に寄与する観点から、他の設置主体と同様に固定資産税等の非課税措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 生涯学習社会の実現 施策目標 1-3 地域の教育力の向上 政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2-9 幼児教育の振興
	政策の達成目標	地域の図書館、博物館の振興により、地域における学習活動を活性化させるとともに、地域の様々な現代的課題等への対応を図り、総合的に地域の教育力の向上を図る。 幼稚園の整備、充実を行い、幼児教育の振興を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	該当無し
	同上の期間中の達成目標	該当無し
	政策目標の達成状況	(新規要望)
有効性	要望の措置の適用見込み	図書館： 3館 博物館： 29館 幼稚園： 1園
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現在、図書館、博物館、幼稚園を設置する特例民法法人が、新しい制度に円滑に移行することを可能とし、民による公益の増進に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 非営利型の一般社団・財団法人に対する特例措置（法人税等） ・ 従来の公益法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する図書館、博物館、幼稚園において、平成25年度まで固定資産税及び都市計画税を免除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	未定
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	図書館、博物館、幼稚園の高い公益性に着目し、一般社団・財団法人が設置するものについても他と同様に固定資産税等を非課税とすることで、新しい制度への円滑な移行を図り、民による公益の増進に寄与することができる。

税負担軽減措置等の適用実績	(新規要望)
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	(新規要望)
前回要望時の達成目標	(新規要望)
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新規要望)
これまでの要望経緯	<p>平成20年4月に成立した「地方税法等の一部を改正する法律」においては、従来の公益法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する施設について、平成25年度まで固定資産税及び都市計画税が免除されている。</p> <p>また、平成22年度税制改正大綱において、「特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、移行状況や施設の使用・経営実態等を調査したうえで、平成22年度に結論が得られるよう必要な検討を行います。」とされたところである。</p>